

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年3月2日(木)
開会 午後4時00分
閉会 午後5時15分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務部長(書記長)	伊藤 欽治	総務課副主幹(書記)	海堀 崇
総務部参事	佐藤 正美	総務課主任主査(書記)	塚崎 仁
総務部次長(書記)	酒井 喜市	総務課主事(書記)	山本 大介
総務専門監(書記)	溝口 洋	総務課主事(書記)	丹羽 岬

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)
- (2) 選挙人名簿定時登録(平成29年3月)について
 - ア 定時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数(3月定時登録)
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙人名簿の縦覧場所の告示
 - オ 在外選挙人名簿の縦覧場所の告示
 - カ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - キ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- (3) 平成29年執行予定みよし市長選挙の日程について
- (4) 投票区名について
- (5) 全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会及び愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会への出席について

3 その他

議題

名前	内容
溝口書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、一部の審議内容を除き公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長よりごあいさつをお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>改めまして、こんにちは。今日はお忙しい中、委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。選挙管理委員会の任期の中で最初の定例委員会になるかと思いますが、議題が5点ほど出ておりますので、委員の皆様におかれましては、慎重な審議をよろしく願いいたします。</p> <p>また、事務局の皆様におかれましては、選挙に関する制度の浸透などで事務量も増えてきているかと思いますが、適正な選挙管理事務に当たっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
溝口書記	<p>ありがとうございました。それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしく願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について書記から説明をお願いします。</p>
海堀書記	<p>はい。議題に入る前に、この選挙管理委員会について少し説明をさせていただきます。本日のような通常の定時の選挙管理委員会が、3月、6月、9月、12月と3ヶ月おきに開催されますが、（1）専決処分について（委員長報告）と（2）選挙人名簿定時登録については毎回の議題となります。専決処分はある時とない時があるのですが、基本的には（1）（2）のみ、その他報告事項等ございましたら（3）（4）（5）…と付いていくかたちになります。本日は最初の定例会議ですので、少し用語の説明等させていただきながら進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それから昨年12月に、公職選挙法という選挙を司っているような法律があるのですが、そちらの改正が一部ございまして、本日3月2日に会議を開催しておりますが、次回は6月1日に開催をする予定をしております。前回定例会では登録月の2日という説明をさせていただいたのですが、おそらく1日に会議をやるというような運びになるかと思いますが、その際はまたご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>後程書記から法律的な説明をさせていただくと思いますが、先程申し上げたとおり12月に法改正があったということで、今後若干変わってくる部分もございまして、その辺りもまたご理解いただいて、聞いていただければと思いますので、よろしく願いします。</p>

丹羽書記

それでは、説明に入らせていただきます。

はい、説明させていただきます。

(1) 専決処分のご報告ということで、みよし市選挙管理委員会では、委員会の権限に属する事項で、特に指定したのものについては有権者の便宜を図るため、委員長のお名前で会議前に事務処理をすることができる、とされており、これを専決処分と呼んでおります。今回、在外選挙人の登録について専決処分をさせていただきましたのでご報告をさせていただくのですが、ご報告の前に、そもそも在外選挙制度とはどういったものなのか少し説明をさせていただきますと思います。資料をご覧ください。

在外選挙制度とは、お仕事などで海外にいらっしゃる方が、国外にいらながらも国政選挙に参加できる制度のことを言います。また、これによる投票を在外投票と言います。この制度を利用していただくためには、日本での最終住所地の市町村の選挙管理委員会に事前に申請をしていただいて、当該選挙管理委員会が作成している在外選挙人名簿に登録されることが必要となります。申請をいただければ誰でも登録ができる訳ではなく、次の5つの要件を満たしているかどうか確認をさせていただき、登録資格の有無を判断しております。5つの登録要件とは、

- (1) 在外選挙人名簿に登録されていないこと
- (2) 18歳以上であること
- (3) 日本国民であること
- (4) 公職選挙法第11条及び252条、政治資金規正法第28条の規定によって選挙権を有しない者とされているものでないこと
- (5) 領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有すること

です。(4)は、刑に処せられている者でないか、欠格事項に該当する者でないか、ということです。これら5つの要件を満たしている者であれば、在外選挙人名簿に登録をすることができます。

後程議題(2)で少し説明があるかと思いますが、在外選挙人でない国内にいらっしゃる、いわゆる普通の選挙人名簿の登録が本日のような定例会や選挙時に皆様のご承認をいただけて行われるのに対し、在外選挙人は、公職選挙法第30条の6で、登録資格を確認した後、遅滞なく登録することと定められておりますので、専決処分ですぐ登録をさせていただきます。みよし市選挙管理委員会規程では、この専決処分を行った場合には、その旨を次の選挙管理委員会で報告することと規定されております。この規定に従い、前回12月の定例選挙管理委員会から本日までの間に、新たに在外選挙人名簿に登録した者をご報告させていただきますと思います。

それでは、専決処分のご報告について、資料1ページをご覧ください。みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の委員長の専決処分の規定に基づき、在外選挙人の登録を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただきます。処分事項は、公職選挙法第30条の6第1

	<p>項の規定により、申請のありました1名を、在外選挙人名簿に登録したものであります。下の表は、在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本での最終住所地と専決処分日を記載したものです。</p> <p>2ページをご覧ください。この表は、在外選挙人名簿の被登録資格を確認した表です。①が在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④が公職選挙法第11条第1項、選挙権及び被選挙権を有しない者、の該当がないこと。⑤が公職選挙法第252条、選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止、の該当がないこと。⑥は政治資金規正法第28条に該当がないこと。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上申請人が住所を有していること。について確認をしたものであり、在外選挙人1名の登録資格に問題がないことを確認しましたので、登録をさせていただきました。以上です。</p>
伊豆原委員長	ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。
内田委員	一度この在外選挙人名簿に登録をすると、日本に戻ってきてまた海外に行かれた場合は、再登録は必要がないですか。それとも、その都度必要ですか。
溝口書記	その都度です。
内田委員	そうすると、日本に戻ってくるといったん在外選挙人名簿から外れるということですか。
塚崎書記	一時帰国ということはあるのですが、日本に帰国されて3ヶ月が経過しますと、国内のいわゆる普通の選挙人名簿に登録されることになります。在外選挙人名簿にも抹消の要件がございますので、ある程度の期間が経過すると、抹消されます。
内田委員	抹消されてまた海外に出られた場合は、その時に再度登録をするということですね。登録要件に管轄区域内に3ヶ月以上住所を有していることとありますが、本人の申請は3ヶ月経っていなくてもできるのですか。
丹羽書記	登録はできませんが、申請自体はできます。
海堀書記	この地域は海外出張される方が多いので、在外選挙人の数も比較的多い方だとは思いますが。
伊豆原委員長	他に質問等ございませんか。それでは、ただいまから採決に移りたいと

伊豆原委員長	<p>思います。</p> <p>議題（１）専決処分についてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>ご異議ないようですので、議題（１）専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（２）選挙人名簿定時登録（平成２９年３月）について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい、それでは定時登録の説明をさせていただきます。こちらについても先程の専決処分と同様に、定時登録の法的面を先に説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>先程の別添資料の４ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに選挙権について、右側に選挙人名簿についてということで記載させていただいております。在外選挙人名簿に対して、こちらがいわゆる通常選挙人名簿の登録とすると、先程の在外選挙人名簿の登録が申請主義により登録されるのに対し、通常選挙人名簿は、一定の資格要件を満たす方について、選挙管理委員会が自動的に登録をしていくというところに違いがあります。</p> <p>まず選挙権についてですが、こちらは憲法でも保障されている国民の権利となります。憲法の第１５条、４４条、９３条、それから地方自治法第１８条で、国民固有の権利として保障されるものであるということ、それから個々の選挙人の資格についてはそれぞれの法律、いわゆる公職選挙法になるのですが、そちらの方で規定されるものであることが書かれております。公職選挙法に規定する選挙権について、次の（１）の要件を満たし、かつ（２）の要件に当てはまらない者が選挙権を有することとされております。（１）積極的要件としましては、</p> <p>ア 日本国民であること</p> <p>イ 年齢満１８年以上であること</p> <p>ウ 引き続き３ヶ月以上市町村の区域内に住所を有すること</p> <p>この３点がございませ。積極的要件に対して（２）は消極的要件ということで、先程の在外選挙人名簿の方でも少し説明をさせていただきましたが、要は欠格事項に該当しない方となります。刑に処せられてその執行がまだ終わって見えない方ですとか、公職選挙法や政治資金規正法、電子投票特例法に定める犯罪により、被選挙権が停止されていない方、これらの方が消極的要件に該当しないということとなっております。</p> <p>それから選挙人名簿の登録資格要件について、まず（１）の被登録資格としまして、</p> <p>ア 当該市町村の区域内に住所を有する年齢満１８年以上の日本国民であること（法第１１条該当者を除く）</p>

イ 住民票作成日（転入届出をした日）から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

とあります。（2）の被登録資格も（1）と同じようなことが書かれているのですが、みよし市から住所を外に移された方でも、4ヶ月間は、みよし市の選挙人名簿にお名前が残ることとなります。これらの2つの資格要件がございます。

登録の種類及び時期としましては、（1）が本日行うものである定時登録となります。登録月である3月、6月、9月、12月の1日現在を基準日としまして、2日に登録をするということで、本日3月2日に選挙管理委員会を開かせていただいております。それから（2）ですが、選挙を執行する際の選挙時登録があります。選挙をする際に、被登録資格を有する方を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより登録をするということとなっております。なお、先程冒頭での説明もありましたが、公職選挙法の一部改正により、現在定時登録では1日を基準日として2日に登録をしているところですが、1日を基準日として同日1日に登録をすることとされました。おそらく次回6月の定時登録の際には、改正された法律が施行されることとなるかと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

それから資料を2枚ほどめくっていただいて、8ページをご覧くださいませでしょうか。8ページのほうに、公職選挙法第23条「縦覧」という規定がございます。縦覧というのは、選挙人名簿の登録がいわゆる行政処分に当たりますので、その処分した内容について、選挙人から異議申し立てをする機会を与えるということで、この第23条によって規定されております。少し省略しながらですが第23条を読ませていただきます。市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による登録については登録月の3日から7日までの間、選挙管理委員会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。第2項に移りまして、市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。とされております。こちらは後程説明させていただく資料にも出てまいりますので、少し法律面での説明をさせていただきました。

海堀書記

こちらが実際の選挙人名簿です。移動があった方の氏名、生年月日、住所が羅列されております。これを先程説明のあった縦覧に供してあります。また後でごゆっくり見ていただければと思います。

塚崎書記

それから9ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは地方自治法を抜粋で載せさせていただいております。選挙人名簿の登録と登録された方の数について、地方自治法では選挙とは別の使い方をされることがありますので、その規定になります。

第74条から第86条まで関係する規程がありますが、第74条をまた少し省略しながら読ませていただきます。普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。第5項に移りまして、第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。とされており。これが条例の制定又は改廃の請求に必要な数となります。似たような規定が、1ページおめくりいただきまして、第75条がございます。こちらも同じく50分の1の方の連署をもって請求することのできる規定となりますが、内容が、監査請求になります。監査委員に対して、事務の執行に関して監査の請求をすることができるという内容となります。この50分の1の数についても、先程の第74条第5項の規定を第5項において準用しておりますので、これも告示をするということとなっております。

これに関連して、次の第76条が、3分の1の数です。3分の1の方の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。となっております。こちらも第4項において、第74条第5項を準用しておりますので、その数を告示するということとなります。右のページになりますが、第80条も第76条と同じ3分の1の数になるのですが、その内容につきましては、議会の議員の解職請求ができるというものになります。その下の第81条も同じく3分の1の数になりますが、その請求する内容につきましては、普通地方公共団体の長の解職の請求となります。1枚おめくりいただきまして、第86条になります。こちらも3分の1の数になります。内容につきましては、地方公共団体の長に対する、みよし市で言いますと副市長、選挙管理委員、監査委員、若しくは公平委員会委員の解職の請求となります。それから13ページが地方教育行政の組織及び運営に関する法律になりますが、こちらの第8条が、同じく3分の1の方の連署をもって、教育長又は委員の解職を請求することができるという規定となっております。

ということで、選挙人名簿を登録する際には、登録と併せて、50分の1及び3分の1の数を告示するということとなりますので、それらの数を資料に議題として載せさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは次第の資料にお戻りいただきまして、3ページをご覧くださいませでしょうか。(2) 選挙人名簿定時登録(平成29年3月)についてということで、1番から7番に平成29年3月定時登録の資格要件を載せさせていただいております。登録基準日が、昨日の3月1日(水)、登録日については、本日3月2日(木)であります。選挙人名簿の縦覧場所は、こちら、みよし

市役所です。選挙人名簿の縦覧期間は、明日の3月3日（金）から7日（火）までの5日間となります。登録要件につきましては、国政選挙の選挙権のある者で、日本国民であること、そして年齢満18年以上である者、つまり、平成11年3月2日以前の出生者となります。住所要件としましては、先程ご説明させていただきましたとおり、3ヶ月以上みよし市にお住まいの方ということになりますので、平成28年12月1日以前にみよし市に転入された方で、引き続きみよし市の住民であること。これをいわゆる3ヶ月要件と言います。それから、平成28年10月31日以前にみよし市から転出された方は、抹消するということとなります。これをいわゆる4ヶ月要件と呼んでおります。それから、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に転出された方、要は転出されてからまだ4ヶ月経っていない方ですが、これに該当する方でみよし市に3ヶ月以上住所を有していた方につきましては、登録されることとなります。それから、帰化、日本国籍を取得された方については、帰化の届出をして以降、引き続きみよし市の住民であることが要件となります。

逆に抹消される方につきましては、平成28年10月31日以前に転出された方、前回12月の定時登録時において登録されていた方で、平成29年3月1日までにお亡くなりになった方、それから、欠格事項に該当した方となります。なお、平成28年11月1日以降に転出された方は、転出されてからまだ4ヶ月経っておりませんので、選挙人名簿の備考欄に転出者ということで表示がされております。

それでは、4ページ以降に今回の登録者数が記載されておりますので、そちらをご覧ください。平成29年3月2日現在の選挙人名簿登録者数につきましては、男性24,146人、女性22,710人、合計46,856人となっております。下に、前回12月定時登録との比較の表がございます。新たに登録された方が632人、抹消された方が521人、それらの差し引きで、前回よりも111人の増となっております。5ページの方に、投票区ごとの表がありますが、6ページをご覧くださいませでしょうか。6ページが投票区ごとの、前回12月定時登録時との比較増減表となります。右側に合計がございますが、増減が大きかったところといたしまして、南部投票区で42人の増加、三好投票区では15人の減少というような状況となっております。その他の投票区の内訳に関しては記載のとおりです。7ページをご覧ください。7ページは、在外選挙人名簿登録者数となります。平成29年3月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性68人、女性26人、合計94人となっております。下に12月定時登録との比較表がございますが、先程の専決処分の報告でもありましたが、お一人男性の方が登録されまして、お一人同じく男性の方が抹消されましたので、今回比較増減としましては、前回と同じ94人となります。8ページに、在外公館ごとの登録者の内訳がございます。今回新たに登録された方が、北米の在ナッシュビル日本国総領事、抹消された方がアジアの中にある在中華人民共和国日本国大使となります。そ

の他の内訳につきましては、記載のとおりです。

9ページをご覧ください。こちらが先程説明をさせていただきました、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧の、場所と期間を告示させていただいたものになります。2月24日の日に既に告示をさせていただいておりますが、選挙人名簿、在外選挙人名簿共にみよし市役所において、平成29年3月3日から3月7日までの午前8時30分から午後5時までの間、縦覧に供するという事となります。先程の法改正があったという件ですが、実はこの縦覧制度も法改正により変わっておりまして、縦覧制度が公職選挙法から削られることとなりました。その理由としましては、従来から縦覧するという事で縦覧をしても、それを実際に利用される選挙人の方が少ないということが一つの理由として挙げられているようです。ただ、説明でも申し上げましたが、この縦覧制度というのは行政処分である選挙人名簿の登録について、選挙人に異議申し立ての機会を与えるということで選挙人に公開をしているということですので、この縦覧制度に代わるものとして、選挙人名簿には縦覧制度とは別に閲覧制度というものがございます。縦覧制度は、選挙人名簿を有権者にオープンにすることによって、選挙人名簿の正確性を保つということが趣旨としてございますので、縦覧制度を閲覧制度に組み込むようなかたちで、従来の機能を保持するという事になっております。ですので、次回6月の会議の際には、改正された公職選挙法が施行されるかと思っておりますので、縦覧の告示の必要性も法的には無くなることとなりますので、この部分は変わってこようかと思っております。

10ページ、11ページをご覧ください。こちらが選挙権を有する方の50分の1、3分の1の数の告示となります。今回の登録者数が46,856人ですので、これをまず50分の1にしますと、937.12、すなわち、50分の1は938となります。3分の1につきましては、15,618.666…、すなわち、15,619となりますので、その数について、ご覧の資料のとおり、本日の会議が終了次第告示をさせていただきたいと思っております。説明は以上になります。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

内田委員

登録と抹消の関係で、登録は住民になって3ヶ月が経過した方ですね。抹消は4ヶ月ということで、その間の1ヶ月のギャップはどのように考えれば良いですか。転出された方は、転出先で3ヶ月が経てばそちらでも登録されますよね。転出前の市町村には、もう選挙権は無いのですか。

塚崎書記

定時登録に関して言えば、今おっしゃられたように、転出前と後、どちらの市町村にも登録されるというような状況が生まれ得ることとなります。いわゆる二重登録というもので、2か所に同時に登録がされています。

内田委員	<p>転出前のところでも、登録はされているんですね。</p>
塚崎書記	<p>はい。ただ、実際に選挙をする場合には一人一票しか投票ができませんので、二重に登録されている可能性のある方に関しては、我々事務局が転出先の選挙管理委員会にその方が登録されているかどうかを照会しまして、登録がされていれば、当然お住まいのところで投票できたほうがその方にとっては都合が良いものですから、こちらでは登録をせずに、転出先でのみ投票を行えるようにするといった作業をします。</p>
内田委員	<p>そもそもどうしてこのような1ヶ月間のギャップを作るのですか。その目的は何ですか。普通に考えると、登録も抹消も同じ3ヶ月にしておけば良いように思えるのですが。</p>
溝口書記	<p>転出をして、転出先の市町村にすぐに転入の届出をしていただければ良いのですが、届出が遅れてしまいますと、どの市町村にも住所が無い空白の期間が生じてしまいます。そうしますと、どちらの市町村にも登録されないということが起こり得て不利益が生じますので、選挙人の保護という考え方で1ヶ月間のギャップを設けております。</p>
内田委員	<p>それから先程海外の在外選挙人のお話がありましたが、これは国政選挙に限るということでしたよね。そうすると、国政選挙と市町村の選挙とでは、選挙人の数が違うんですね。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。有権者の範囲が異なります。</p>
海堀書記	<p>在外選挙人の方は、参議院、衆議院の選挙以外には投票ができません。</p>
内田委員	<p>そういう人に対しては、案内文などは出さないわけですね。</p>
塚崎書記	<p>出さないです。</p>
内田委員	<p>先程の3分の1だとか、50分の1の数には、在外の方は入っている数なのかどうか、どのようでしょうか。いわゆる普通の選挙人名簿からは、外されるのですよね。</p>
塚崎書記	<p>入っていないです。3分の1、50分の1の数は、在外選挙人名簿を除く、いわゆる普通の選挙人名簿の数で割り出すこととなっております。</p>
海堀書記	<p>ちなみに、今委員長さんのところにあるファイルが縦覧の対象になる名簿</p>

	<p>で、他4つの分厚いファイルが、46,856人の選挙人が全て載った名簿になります。</p> <p>今何をやろうとしているのかと言いますと、今こういった要件でこれに該当する方がこれだけいらっしゃいますということで、名簿にしたものが皆さんの前にあるものです。我々は3ヶ月に一回このように名簿を作っているのですが、これを承認していただきたい、というような議題になっております。</p>
内田委員	<p>先程のお話の中で、縦覧と閲覧がありました、どう違うのでしょうか。</p>
溝口書記	<p>縦覧は、私は名簿に載っていないといけないのに載っていないですとか、あるいは住所が違っていると、そういった異議申し立てをすることができません。これに対して閲覧は、ただ見るだけというものです。</p>
内田委員	<p>そうすると、先程ご説明の中で縦覧制度が無くなるとおっしゃいましたが、異議申し立ての制度そのものが無くなってしまうということですか。</p>
海堀書記	<p>いえ、異議申し立ての制度は残ります。今の制度ですと新たに登録する方を土日も含めて3日から7日までの5日間縦覧に供するのですが、少なくともこの6年間くらいは、1人も縦覧にいらっしゃった方がいないというような状況です。閲覧は分厚い方の名簿になりますが、よくあるのが世論調査で、抽出してアンケートを送りたいといったような場合に、新聞社や報道関係の方が閲覧にいらっしゃいます。あとは研究のためだとか、そういった場合ですね。</p>
内田委員	<p>それは手書きで写すのですか。個人情報ですので、コピーはできませんよね。</p>
海堀書記	<p>そうですね。コピーはできません。手書きで写していただいて、身分も明かさないと見ることができないものです。</p>
伊豆原委員長	<p>私からもよろしいですか。この縦覧制度が廃止されて閲覧制度に一本化されるということですが、いつからだとか、日にちはもう決まっているのですか。</p>
海堀書記	<p>いえ、まだです。法律自体は12月2日にすでに変わっているのですが、それを実際にやりましょうというのは、6ヶ月以内とされておりまして、6月2日までは施行されるはずですので、次回の選挙管理委員会では縦覧はやらないというかたちになります。ちょうどこの時期に変わってしまって、なかなかややこしいのですが。</p>

三浦職務代理	ちよつとよろしいでしょうか。先程在外選挙人名簿の登録ということで、初めて聞く言葉なのですが、選挙権のあるみよしの市民で海外に行かれる方は、全員が登録されるのですか。それとも、一部の方だけですか。
海堀書記	そうですね。先程塚崎が申し上げましたとおり、申請に基づいて登録をしているものですから、強制ではないです。ですので、海外に行かれて申請をせずにそのままの方は、自動的に選挙権が無くなってしまうということになります。
三浦職務代理	登録されている方は主体的に選挙に参加しようとしてされている方だと思いますが、そういう方ばかりではないですね。
海堀書記	そうですね。ただ単純に在外選挙制度という制度を知らないという方も当然いらっしゃるでしょうし、一度申請をした方でも次に行った時にはしないだとか人によって色々ですが、あくまでも本人からの申請に基づいて登録をしているということですね。
三浦職務代理	海外から戻ってきた方は何らかの手続きをしないと、そのままになってしまうということですね。
海堀書記	そうですね。日本に戻ってこられて転入の届出をされると思うのですが、住民になった日から3ヶ月で、国内の普通の選挙人名簿の方に載ってくるようになりますので、何もしなければそのまま在外選挙人名簿からは外れてしまうことになります。
溝口書記	国内の選挙人名簿の方は申請をしなくても、住民票の届出があれば3ヶ月で自動的に載ってしまうということですね。
海堀書記	先程から住民になった日、届出のあった日、と話をさせていただいているのですが、実際に転入をして住んでいても、特に若い方などは届出がすごく遅れて出される場合もあるかと思います。そうすると自治体の方では把握ができないものですから、選挙に関しては全て、実際に住み始めた日ではなく届出日で見えております。その辺りで選挙人の方と行き違いが生じることもあるのですが。
内田委員	これから3ヶ月ごとにこの名簿を見せていただくことになるかと思いますが、一人ひとり確認していくわけにもいかないですし、どう確認すれば良いのですか。要するに数ですね。出入りがあって変更する部分の数を見て、正しい処理がされているかどうかということですね。

伊藤書記長	<p>どう、と言われると苦しいのですが、この選挙管理委員会で承認されなければいけないというルールがありまして、ご了解いただいて県に報告した数そのまま明日の新聞に載ることになります。電算システムで処理をしておりますので、よほどのことがない限り、間違いはあってはいけませんし無いと思います。</p>
内田委員	<p>今までにコンピュータのトラブルでミスが起きたとか、そういったことはありますか。</p>
海堀書記	<p>みよしではないですが、他ではあったことはあります。</p>
内田委員	<p>極端に異常値が出れば分かりますよね。</p>
三浦職務代理	<p>私は選挙権があるのに何故入場券が送られてこないのだとか、そういった事例はあるのですか。</p>
塚崎書記	<p>問い合わせはありますが、話を聞くと届出を出すのが少し遅れて3ヶ月を満たしていなかったですとかそういったことがほとんどで、その旨を説明させていただくとご納得いただけます。</p>
内田委員	<p>選挙人名簿は、選挙に出られる方の選挙事務所が見に来られることもあるのですか。要するに、自分の縄張りの地域に有権者が何人いるのかという確認ですね。そういったことはないですか。</p>
塚崎書記	<p>閲覧ができる要件というものがあります。</p>
内田委員	<p>誰でも勝手にというわけにはいかないのですね。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。例えば今おっしゃられた公職の候補者の方ですと、選挙運動を含む政治活動のために選挙人名簿の閲覧をするということは、公職選挙法上、認められています。</p>
内田委員	<p>認められている。選挙期間中も良いのですか。</p>
塚崎書記	<p>選挙期間中は閲覧ができません。</p>
三浦職務代理	<p>この名簿は、例えば自分の名前を探そうと思うとどのように探すのですか。何の並びになっているのですか。</p>
海堀書記	<p>これは投票区の中で生年月日順ですね。住所順ですと世帯ごとに表示され</p>

	<p>てしまいますので、分からないようにあえてこの順にしてあります。</p>
酒井書記	<p>以前は今言っておったような並びにしていたのですが、個人情報保護の問題からまずいだろうということで、変えております。</p>
三浦職務代理	<p>集計表は載っていないのですか。数はどこで見るのですか。</p>
海堀書記	<p>これはあくまで名簿だけです。集計表は先ほどの資料にあります。</p>
伊豆原委員長	<p>他に何か質問等ございますか。 それでは、ただいまから採決に移りたいと思います。 議題（２）選挙人名簿定時登録（平成２９年３月）についてご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿定時登録（平成２９年３月）については、承認されたものといたします。 続きまして、議題（３）平成２９年執行予定みよし市長選挙の日程について書記から説明をお願いします。</p>
海堀書記	<p>はい、それでは書記海堀が説明をさせていただきます。次第の方の資料の１２ページをご覧ください。みよし市長選挙日程（案）でございます。来年度であります平成２９年度に予定されている選挙で、任期満了に伴うみよし市長選挙がございます。衆議院は時勢による解散総選挙ということになりますので、いつ起こるか判断しかねるのですが、今のところ決定しているのは、みよし市長選挙、それからみよし市土地改良区総代会総代総選挙、この２つでございます。みよし市土地改良区総代会総代総選挙の方はまた土地改良区と協議しながら進めていくのですが、みよし市長選挙の方を日程（案）ということで議題に挙げさせていただきました。 資料につきましては、第１案、第２案、内容、前回となっておりますが、第１案につきましては、本日３月２日（木）の選挙管理委員会で日程を協議させていただきました。おそらく１日になるかと思いますが次回６月１日（木）の選挙管理委員会で、日程を決定するというような運びとなっております。そうしますと、９月１５日（金）号の広報に立候補予定者説明会の記事を載せさせていただきます。１０月１９日（木）に立候補予定者説明会を開催するというようなこととなります。１１月８日（水）に立候補の書類等の事前審査を行いまして、１１月１１日（土）に選挙人名簿の登録を行い、１１月１２日（日）が告示の日となります。この日に立候補の届出の受付をしまして、ポスター掲示場と投票所の名簿の掲載順を決定するくじを引いて</p>

いただくこととなります。翌日の11月13日（月）から6日間期日前投票を行いまして、17日（金）の開票立会人の選任のくじを経て、18日（土）に選挙の街頭啓発を行います。こちらについては明るい選挙推進協議会の皆さんにやっていただくこととなります。11月19日（日）、こちらが11月の第3週になるのですが、この日に、投開票、選挙会となります。翌日20日（月）に当選告知、当選証書の付与式というような運びとなっております。次の第2案ですが、これは11月の第4週に開催した場合にこういった日程になるということで、一応第1案と第2案と2通り挙げさせていただいております。

内容につきまして、選挙管理委員会の委員さんに出ていただかなければならない日が、上から2番目の選挙日程協議決定、こちらは先程申し上げたとおり6月1日（木）になるかと思えます。それから上から4番目の立候補予定者説明会、こちらにも立ち会っていただくこととなります。それから告示日、立候補の届出受付、こちらにも立ち会っていただきます。続きまして期日前投票の間ですが、6日間のうち、おそらく2、3回程度は期日前投票の立会人としてご出席いただくことになるかと思えます。それから、開票立会人のくじは、場合によっては無くなる場合もございます。要件がございまして、要件よりも多い応募があった場合には開票立会人のくじをやるのですが、そうでない場合には行わないということになりますので、くじをやることになった場合にはご出席をお願いします。それから街頭啓発の日については、明るい選挙推進協議会との合同会議を行いますので、この日も出て来ていただいて、次の日選挙期日、そして次の日の当選告知にも出て来ていただくというようなこととなります。

ちなみに、一番右側の前回の欄ですが、こちらが平成25年度の市長選の日程になります。この時は無投票ということで、投票は実施いたしませんでしたが、もし投票の場合は、11月の第3週の予定で進んでおりました。下の欄に過去のみよし市長選の日程を示させていただいております。このところは11月の第3週を基本的に投開票日とさせていただきまして、進んでおります。本日、日程の案を示させていただいたということで、一度頭に入れておいていただいて、次回6月1日の選挙管理委員会で決定していただきたいと思えます。報道関係や議員の方にも、6月1日の選挙管理委員会の決定後、直ちに伝えたいと思えますので、一度協議していただけると良いかと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

伊豆原委員長

はい、ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

内田委員

日程の案が2種類ありますが、1週間ずらすのは何の意味があるのですか。どちらでも良いような気がしますが。

海堀書記	<p>平成29年12月7日が任期満了日となりますが、投票日は日曜日にもつていくというのが通常の流れになります。12月に議会もありますので、新しく市長になられた方のことを考えますと11月の第3週あたりが適当ではないかと思われま。あまり早すぎても現職の方との兼ね合いでなかなか難しいのですが。そういったことで11月の第3週あたりが良いのではないかという判断を今までの選挙管理委員の方はされておりましたが、第4週という例もございましたので、2案載せさせていただきました。</p>
溝口書記	<p>選挙管理委員の皆様にご出席いただかないとできないものですので、ご予定等また見ていただいて決めていただくのが良いかと思ひます。</p>
内田委員	<p>ちなみに国政選挙ですと、このうちの何が私たちに関係しますか。日程協議などは関係ないですよね。</p>
海堀書記	<p>日程協議も受付も関係がないですね。選挙人名簿の登録からですね。</p>
溝口書記	<p>期日前が長いので大変は大変ですが、立候補も当選証書も無いですね。</p>
内田委員	<p>東京都知事さんのように、前の方が辞任されると大変ですよね。</p>
酒井書記	<p>急な選挙の場合は大変ですね。</p>
内田委員	<p>辞任すると次の方が当選するまで、トップがいない、ブランクになってしまうのですか。事実、東京はそういったことになっていますよね。だから早く選挙をやらなければいけないですね。</p>
溝口書記	<p>職務代理をその間立てることになりますね。市でいうと副市長ですね。</p>
酒井書記	<p>近年はそのケースは無いですね。</p>
伊豆原委員長	<p>他にご質問等、よろしかったでしょうか。 それでは、ただいまから採決に移りたいと思ひます。 議題(3)平成29年執行予定みよし市長選挙の日程について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><異議なし></p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題(3)平成29年執行予定みよし市長選挙の日程については、承認されたものといたします。 続きまして、議題(4)投票区名について、書記から説明をお願いします。</p>

海堀書記	<p>はい、議題（４）投票区名についてです。先回の参議院選挙から、みよし市内の投票所を２５箇所から８箇所にしましたが、投票区の名前について、現場で従事していた職員から話のあった事項が一つございます。今日ではなく今後これについて協議していただきたいので、議題として挙げさせていただきます。</p> <p>資料の１３ページをご覧ください。こちらが参議院選挙の際、市内の投票区をこのように設けたという告示文になります。投票区名を見ていただきますと、三好投票区から始まって、北部投票区、南部、西部、天王、三好丘、緑丘、黒笹、と８つの投票区がございます。投票の会場は、これは付け加えさせていただいたのですが、投票場所の小学校の名前が書いてございます。中部小、北部小、南部小、三吉小、新屋児童館、三好丘小、緑丘小、黒笹小と、参議院選挙では７つの小学校と１つの児童館でやらせていただきました。</p> <p>ところが、三好投票区の中部小学校と西部投票区の三吉小学校で、投票所がどこだといったときに、三好投票区の「三好」と三吉小学校の「三吉」がどちらも同じ読みですので非常に案内がしづらく、また実際に間違えられる方もみえたと伺っております。西部投票区の三吉小学校は、小学校の名前を変えるというのは不可能でございますので、三好投票区の投票区名を見直してはどうかというような提案がございました。色々と考えてもみたのですが、そもそも何故このような投票区の名前になったかと言いますと、２５の行政区ごとの投票区を８つの投票区に変えたときに、行政区にあるコミュニティの頭の名前をそのまま投票区名にしたという経緯がございます。その中でこういった問題が起きてきましたので、一度投票区名を、このままで良いのか、見直していくのかということ、またご意見等お聞かせいただきたいと思っております。本日決めるということではございません。今後の選挙に向けて一定の結論が出れば良いのかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
三浦職務代理	<p>前回から投票場所が変わりましたよね。そうすると、お年寄りの方などは、近ければ投票に行くけれども遠ければやめておこうという方もいらっしゃると思いますが、投票率は以前と比較してどうでしたか。変わらないですか。</p>
溝口書記	<p>投票率は前回の平成２５年度の参議院選挙と比較して、－０．７１％下がりました。投票所が以前より遠くなって行きづらいといったご意見もいただいております。その中で、他の市にもコミュニティバスはあるのですが、みよしにもさんさんバスがありますので、これを使って高齢の方の足を確保しようということになりまして、片道だけ無料ということで運賃を補助したの</p>

	<p>ですが、必ずしも特効薬にはなっておりません。次回からは往復無料ということで実施する予定です。</p> <p>ただ、投票所が変更されて悪いことばかりではありません。皆さん大体お車で来られると思うのですが、駐車場がかなり広くなったので、行きやすくなったというご意見もいただいております。しかし、投票率が上がるように努力はさせていただかなければなりません。今、そのような状況です。投票所が近くなった方も遠くなった方もいらっしゃいますので一概には言えないのですが、遠くなった高齢の方の投票率を見ますと、やはり少し下がっています。当時の選挙管理委員会にご報告させていただきました。</p>
三浦職務代理	<p>大体小学校の体育館ですよ。そうすると、バリアフリーになっていないと思いますが、障がい者の方への対応はどのようにされましたか。</p>
溝口書記	<p>簡易的ではあるのですがスロープを設置するといったことはさせていただきました。ただ、初めてのことで、駐車場の位置などで迷われる方も実際いらっしゃったと聞いております。その辺りのアプローチも課題となっております。</p>
三浦職務代理	<p>分かりました。</p>
伊豆原委員長	<p>投票区の名前については、今後時間をかけて検討していくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは他に質問等ございませんので、少し時間をかけて検討していくということで、採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（４）投票区名について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（４）投票区名については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（５）全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会及び愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会への出席について、書記から説明をお願いします。</p>
海堀書記	<p>はい、それでは先程の資料の１４ページと１５ページ、１６ページをご覧ください。選挙管理委員会は、全国市区選挙管理委員会連合会などというような組織に入っております。その中でこういった総会や研修会が毎年３回程度開催されておりますが、その内の２つの案内が来ております。次回の選挙管理委員会で決めておりますと、もう既に４月５月の話ですので、本日出席される方を決めていただいて、出席届を事務局の方から出させていただきた</p>

	<p>いと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今まで多かつたパターンとしては、まず15ページの、4月28日(金)午後2時から江南市民文化会館小ホールで予定されております愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会は、事務局の職員が1名と、選挙管理委員会の委員さんが1名で、委員長さんが行かれるケースが多いかと思ひます。その前のページの全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会につきましては、こちらは2名の選挙管理委員さんと、事務局の職員が1名随行して3名で行っていただいております。こちらも委員長さんと、委員さんがどなたか1名、事務局が1名というような構成で行っていることが多いという印象です。</p> <p>もう一つ秋頃に2名で行っていただくような研修がございますので、その研修にこの5月の研修に行かなかつた2名の方が行っていただくことになるかと思ひます。まだ案内が来ていないので日時等は未定ですが、そういったかたちで、総会か研修会のどちらからには参加していただくこととなります。またスケジュール等見ていただきながら本日行かれる方を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の方は、例年通り私が出席しますがよろしいでしょうか。</p>
海堀書記	<p>よろしくお願ひします。</p>
伊豆原委員長	<p>もう一つの全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会の方は委員2人ということで検討していただきたいのですが。</p>
内田委員	<p>東海支部というのは、愛知、岐阜、三重ですか。</p>
溝口書記	<p>静岡県もですね。前回は御殿場の方へ行きました。持ち回りでやるものですから、今年は岐阜ということになります。</p>
内田委員	<p>御殿場ですと泊まりしかないですね。</p>
溝口書記	<p>そうですね。岐阜も一応ホテルで泊まりを予定しております。予算措置も一泊でとつてあります。おそらく懇親会があつて、各市町から委員さんがみえますので、懇親していただくということになります。</p>
佐藤書記	<p>懇親会は何時くらいまでやるのですか。</p>
溝口書記	<p>9時までにはかからなかつたと思ひます。8時くらいまでですね。</p>

佐藤書記	そうすると、帰れることは帰れますね。
溝口書記	そうですね。それも可能です。
伊藤書記長	一日目に総会があつて、二日目に講演も含め勉強会のようなものがあります。
内田委員	秋にもあるのでしたら、今回は委員長と三浦委員に行っていただくのはどうですか。
海堀書記	秋は日帰りになりますね。
内田委員	場所によりけりですか。
海堀書記	いえ、日帰りで行けるような場所を選んで行きます。県内ですね。
内田委員	三浦委員予定はどうですか。
三浦職務代理	内田委員出ていただけないですか。
内田委員	良いですが、その代わり秋はお願いします。
三浦職務代理	秋ですね。分りました。
伊豆原委員長	<p>では、東海支部総会の方は私と内田委員ということで。</p> <p>それでは、議題（５）全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会及び愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会への出席については決定させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上で承認事項は全て終了しましたが、最後にご連絡、ご意見等何かございますか。</p>
溝口書記	<p>はい。天王投票区の投票所について、今後検討の必要があるかもしれませんのでご連絡いたします。参議院選挙ではこちらの投票区は新屋児童館で投票を行いました。かなり手狭であり、衆議院と参議院のダブル選挙になった際かなり大変ではないかと思われ。また、地元も区長さんによっては他の投票区と同様にやりたいという方も出てみえるかもしれませんので、そういったことを勘案しますと、場所については未定ですが、またこういった会議の場で検討しなければならない時期が来るかもしれません。今は児童館でやっておるのですが、また区長さんたちと相談をして、例えば天王小学校ですとか、検討しなければならないことがあるかもしれませんが、その際は</p>

伊豆原委員長	<p>またご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これもちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
--------	---